

令和3年2月25日

第32回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 32 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和 3 年 2 月 2 5 日(木) 午後 2 時 0 0 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 非農地判断後の農地復元について

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定に
ついて (所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について

議案第 4 号 農用地あっせん申出について

議案第 5 号 荒廃農地に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	3 番 今 村 秀 一
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	12 番 南 圭 司
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

20 番 中 崎 勇	21 番 内 藺 光 弘	22 番 上 拂 忠
23 番 小 村 亮 太	24 番 吉 永 鶴 男	25 番 生 川 裕 也
26 番 物 袋 唱 二	27 番 野 尻 三 彦	28 番 西 山 昭 二
29 番 濱 田 卓 郎	30 番 藏 藺 堅 志	31 番 塚 田 幸 美
32 番 西 村 久 則	33 番 前 川 祐 子	34 番 松 木 秀 人
35 番 中 川 久 雄	36 番 前 田 真 津 美	37 番 廣 森 修
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

7 番 永 吉 正 文

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

参事

主幹兼農地総務係長

農地総務係主査

主幹兼振興係長

振興係主査

臨時的任用職員

西 村 里 志

嶺 元 和 仁

堀之内 秀一郎

野 元 暢 治

山 中 修

向 吉 真 一

中 林 美沙樹

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後2時00分
事務局	全員、ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第32回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「11番委員」と「15番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号非農地判断後の農地復元についてを議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	議案書の4ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) この農地につきましては、令和2年6月25日の第24回農業委員会議案第6号荒廃農地に係る非農地判断において、非農地として承認されたものですが、耕作者より農地復元の申し出があったことから、事務局で現地調査を行いました。 その結果、雑木、雑草等が撤去されており、農地として利用可能な状況を確認しましたので、改めて農地台帳に登載するものです。 以上で説明を終わります。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案書の5ページをお開きください。

今月の議案第1号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の意見決定についての所有権移転分は、5件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、番号5番については、農地売買等事業を活用し平成30年2月に地域振興公社が買い入れたものを、今回、譲受人へ売り渡すものです。

今月の所有権移転分につきましては、すべて経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から4番についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、所有権移転分の1番から4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、所有権移転分の5番についてご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、2番委員の退席を求めます。

(2番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、所有権移転分の5番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分の5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(2番委員の復席確認)

次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る

事務局

意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

今月の議案第1号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の7ページから19ページまでの48件で、うち新規が38件、再設定が10件となっています。

また、農地中間管理機構への貸付け分3件と農地中間管理機構からの借り受け分5件は重複しています。

それでは、議案書の7ページをお開きください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、19ページの総合計は71筆、9万7,392㎡、農地中間管理事業の重複分を除くと、65筆、9万799㎡となっています。

今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から4番までは、新規就農者2名に関する案件であり、営農状況等の調査を地区担当委員が行っておりますが、担当委員による個別報告とはせず、事務局によりまず一括報告に変更して進行いたします。それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

それでは、新規就農者について、事務局から報告いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等については、議案にお示しのとおりです。

また、営農計画書については、資料の1ページから2ページに掲載していますので、併せてご覧ください。

まず、1番から2番につきましては、18番委員と27番委員に調査を行っていただきました。

営農計画書は資料の1ページです。

申請人は、アルバイトをしながら弟の農業の手伝いをしていました。が、本格的に農業をしてみようと思い、就農しました。

農機具等は弟のものを使用し、栽培技術・農機具等の操作については母や弟に指導してもらうため問題はありません。

今後は規模拡大して、400万円の所得を目指したいとのこと。

農業に従事するのは、本人のほか、母と弟です。

次に、4番について、2番委員と21番委員に調査を行っていただき

	ました。 営農計画書は資料の2ページです。 申請人は飲食業を経営していましたが、コロナウイルスの影響で事業を休んだことをきっかけに、親の農業を手伝っているうちに、農業に興味をもち、就農することにしました。 農機具等は親のものを使用し、栽培技術については、父より教わることです。また農機具等の操作については、農大でトラクターの免許を取得したということです。 作業に従事するのは基本的に一人で、繁忙期には両親に手伝ってもらうということです。 今後はマメコゾウやスナップえんどうの導入を目指したいということです。
議長	ただいま事務局からの報告のとおりでございます。 それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から4番についてご審議願います。
委員	ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分1番から4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、利用権設定分の5番から19ページ48番までは、一括審議願います。
3番委員	ご質疑、ご意見はございませんか。 42番ですが、登記が終わったと聞いていますが、従前の地番の標記で良いのですか。登記後の新地番で利用権設定しなくても良いのですか。
事務局	申請時点で登記完了の報告を受けておりませんでしたので、旧地番で標記しています。来月からの分については、新地番で標記することになると思います。 備考欄に今までは、換地後予定地番として標記していましたが、換地後地番として、新地番をお示ししています。
3番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員 議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の5番から48番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の5番から48番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。 これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	2月10日の転用調査時に、私と、28番、33番委員と、事務局3名の計6名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。 申請に基づき、1番から10番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。 1番から7番は売買、8番と9番は知人への贈与、10番は親族への贈与による申請でございます。 いずれの申請地も、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われまふ。 以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。 最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の3ページから32ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第2号についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
36番委員	4番について、譲受人の畑が■■■■地区に2件ありますが、1件は土手の草払いをしていなかったり、もう1件は雑草が茂り遊休地化しています。今回の申請地はグリーンボールが植えてありましたが、今後耕作されるのかが見受けられません。管理をしていない畑の周辺では迷惑しているとの話も聞きます。今回新たに購入するとの申請ですが、耕作する意はしっかりあるのですか。
事務局	今回の申請地については、現地調査の際グリーンボールが植えてある

	のを確認しました。申請書によりますと今後は飼料作物を植えるとのことですので、現地調査の際は問題ないのではないかと判断に至ったところでは。
8 番委員	今後、譲受人に農業委員会でこのような意見があったこと、管理をしっかりすることを伝えてほしいと思います。
3 6 番委員	今回の申請地だけでなく、他の農地についてもしっかり管理するよう伝えてください。
5 番委員	申請人の経営農地については、事前に耕作の状況を調査することを検討すべきだと思います。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第 2 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。
	これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。
	申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。
	まず番号 1 番ですが、転用目的は、一般住宅です。
	資料の 3 3 ページをお開きください。
	申請地は、 から南東へ 1 3 0 m 行った農地で、東は宅地、西と南は市道、北は畑に接しています。
	農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。
	申請人は夫婦で、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。
	土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定であることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。
	また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料はそのまま33ページになります。

申請地は、[REDACTED]から北西へ270m行った農地で、東と南は宅地、西と北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。周囲に農地はなく、隣接地との間には緩衝地を設けることから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の34ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北東へ45m行った農地で、東は市道、西と北は宅地、南は5条許可地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料はそのまま34ページになります。

申請地は、[REDACTED]から東へ120m行った農地で、東と南は宅地、西は市道、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済です。隣接農地

との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は、車庫兼倉庫及びトラクター置場です。

資料の35ページをお開きください。

申請地は、[]から北へ120m行った農地で、東と南は宅地、西は公衆用道路、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんしている区域にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当します。

申請人は、農業を営んでおり、自宅に隣接する申請地を取得し、車庫兼倉庫及びトラクター置場を整備する計画です。

土地の形状については20cmほど盛土し、境界にブロックを積む予定です。周囲に農地はなく、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、転用目的は、資材置場および車両置場です。

資料の36ページをお開きください。

申請地は、[]から南西へ150m行った農地で、北は市道、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は建設業や自動車販売業を営む親子ですが、既存施設が手狭となったことから、今回、申請地を取得し、資材置場および車両置場を整備する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。構造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の37ページをお開きください。

申請地は、[]から東へ445m行った農地で、東は公衆用道路、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、第1種農地に該当しますが、北東側に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設

に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については30cmほど盛土し、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号8番ですが、転用目的は、農業用倉庫です。

資料の38ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北西へ約1.8キロメートル行った農用地区域内農地で、東は公衆用道路、西は畑及び農道、南は畑、北は農道に接しています。

農地区分、許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、令和2年12月22日付で、農業用施設用地として用途区分変更がされていることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

申請人は、畜産業を営んでおり、既存施設に近い申請地を取得し、資材等を保管するための農業用倉庫を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長による報告のとおりでございます。

それでは、議案第3号の1番から24ページ7番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

8番委員

雨水処理が自然流下となっていますが、周辺への影響は問題ありませんか。

事務局

ここについては、砂利や型枠、ダンプなどの置場と聞いております。雨水については、浸透処理したいとのことでした。

8番委員

周囲の農地は耕作されているのですか。

事務局

周囲の農地については、菜園程度に耕作されておりました。

申請地の現状は雑草が繁茂しており、道路より10cmほど高くなっ

8 番委員

議長

委員

議長

委員

議長

委員

議長

委員

議長

事務局

ておりました。敷地全体にユリカスを敷くことと、周囲をブロック積で囲うとなっておりますので、隣接地への配慮もされるものと考えております。

分かりました。

ほかにご質疑、ご質問はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第 3 号の 1 番から 7 番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号の 1 番から 7 番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第 3 号の 8 番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第 25 条の規定に基づき、5 番委員の退席を求めます。

(5 番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第 3 号 8 番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号 8 番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(5 番委員の復席確認)

次に、議案第 4 号農用地あっせん申出についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

議案書の 25 ページをお開きください。

議案第 4 号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。

今月は、売渡申出 7 件、貸付申出 4 件でございます。

(番号 1 を議案書どおり読み上げ説明)

以下につきましては、お目通しください。

続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は 28 ページになります。

今月は、買受申出 2 件でございます。

(番号 1 を議案書どおり読み上げ説明)

議長

委員

議長

事務局

以下につきましては、お目通しください。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。

売渡・貸付から申し上げますので、議案書の25ページをお開きください。

番号1は33番委員と13番委員。

番号2は33番委員と13番委員。

番号3は35番委員と15番委員。

番号4は30番委員と10番委員。

番号5は28番委員と9番委員。

番号6は26番委員と7番委員。

番号7は22番委員と24番委員。

番号8は33番委員と13番委員。

番号9は35番委員と15番委員。

番号10は35番委員と15番委員。

番号11は35番委員と15番委員。

引き続き、買受・借受希望について申し上げます。

番号1は34番委員と14番委員。

番号2は28番委員と9番委員。

以上、事務局案として提案いたします。

皆様のご審議をお願いいたします。

なお、あっせんに関する資料は、あっせん委員に選出した委員のいずれかに配布しておりますので、協力してあっせん活動を行ってください。

議長

ただいま、事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

委員

(各委員了解あり)

議長

それでは、議案第4号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

次に、議案第5号荒廃農地に係る非農地判断についてを、議題といた

事務局

します。

事務局に議案の説明を求めます。

議案第5号荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。

議案書は29ページから31ページになります。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。

その結果、議案書に記載の農地は森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、40筆2万6,676㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号荒廃農地に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題は、これで終了いたしました。

ほかにございませんか。

8番委員

最近、鳥獣被害について、特に鳥の被害を聞きますが何か良い対策をご存知でしたら教えてください。

また、最近、鷺のカイトを見ますが効果があるのか、ご存知の方がいらっしゃいますか。

5 番委員	最初は効果があるそうです。
8 番委員	ヒヨドリに対しては、ネットで覆うしかないと聞いています。
議長	ありがとうございました。
2 9 番委員	ほかにございませんか。
	枇榔の木の枝が道路に落ちたりして苦情をよく聞きます。高くなりすぎたものは需要が無いそうですが、最近■■■■の方で新しく植えているのを見ますが、後々のことを考えると何らかの規制も必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。
議長	植える本人が気を付けてもらうしかないのではないかと思います。
1 0 番委員	台風の後など特にひどいです。管理をずっとしていないと思われませんが、耕作放棄地にはならないですか。
議長	取り扱いについては、他の課にも聞いてみます。
	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ほかになければ、その他に入ります。
	その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、その他についてご説明いたします。32ページをご覧ください。
	その他（議案書32ページを参照して説明）
	1. 一時使用届出について
	2. 2月の行事報告
	3. 3月の行事予定等
	4. その他
	（1）令和3年度農地転用等事務処理日程表及び転用調査当番表について
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ほかにはないので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。
	これをもちまして、第32回指宿市農業委員会を閉会いたします。
事務局	全員ご起立願います。
	一同礼。
	（閉会 午後3時10分）
	指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄
	議事録署名委員11番委員
	議事録署名委員15番委員

